

星空保全地域内の屋外照明などの 設置・改修の際にかかる基準について

星空保全地域（※1）内の事業所等の屋外照明の新設や改修を行う際は
星空保全照明基準（※2）を守っていただく必要があります。
(個人住宅の屋外照明は除く)

※1「星空保全地域」とは？

下記の7地域です。

「鳥取県星空保全条例」に基づき、特に星空環境を保全する必要がある地域として県で指定しています。

- ◆鳥取市佐治町 平成30年4月1日指定
- ◆日南町（全域） " 6月28日指定
- ◆若桜町（全域） 令和元年8月28日指定
- ◆倉吉市関金町 " 10月31日指定
- ◆日野町（全域） 令和3年2月24日指定
- ◆八頭町（全域） 令和4年4月15日指定
- ◆江府町（全域） 令和4年4月15日指定



屋外照明の設置基準を設け、星空環境を保全
※全県土面積の3分の1以上が星空保全地域

※2「星空保全照明基準」とは？

※詳細は裏面をご覧ください

星空保全地域の星空環境を保全するため、屋外照明の設置・照射方法を定めたものです。

- 星空保全地域に指定された日から6ヶ月経過した日の翌日以降に、地域内で対象となる照明器具を新設又は改修する際に規制されます。(それまでに設置又は使用されている照明器具は規制されません)
- イルミネーション用の照明(提灯やボンボリ等も同様)や個人住宅の照明は規制されません。
- 基準に違反した場合は県で指導し、改善されない場合は勧告、命令を経て5万円以下の過料に処されることがあります。

星空保全地域内の照明器具の改修費用を支援します

県では、星空保全地域内で星空保全照明基準を満たすために行う屋外照明器具の交換又は改修に必要な費用を支援しています。

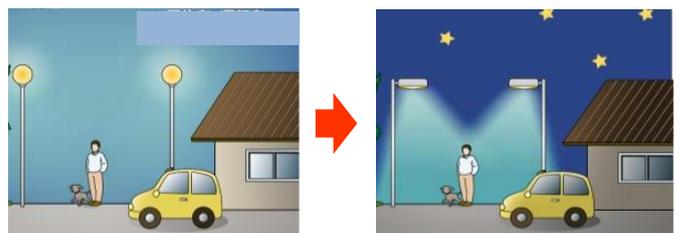
◇屋外照明器具

補助率 : 1/2
補助限度額 : 1基あたり13万円

◇広告物照明器具、建築物等を照らす照明器具

補助率 : 1/2
補助限度額 : 1基あたり20万円

※詳しくはお問合せください。



問合せ先

鳥取県 生活環境部 環境立県推進課 星空環境推進室

電話 : 0857-26-7206 電子メール : kankyourikken@pref.tottori.lg.jp

鳥取県 環境立県推進課

検索

星空保全照明基準

星空保全地域内の屋外照明器具等が対象
(個人の住宅の照明器具は対象外)

1 屋外照明器具

(1) 屋外照明器具 (ナイター照明器具を除く)

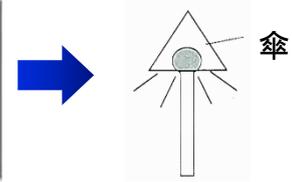
ア 上方に漏れる光が少ない型 (上方光束比2.5%以下) の照明器具を使用する。

イ ア以外の照明器具を使用する場合は、照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする (傘などの縁が光源の下端よりも低い位置となるように設置する)。

[上方光束比2.5%以下の照明器具の例]

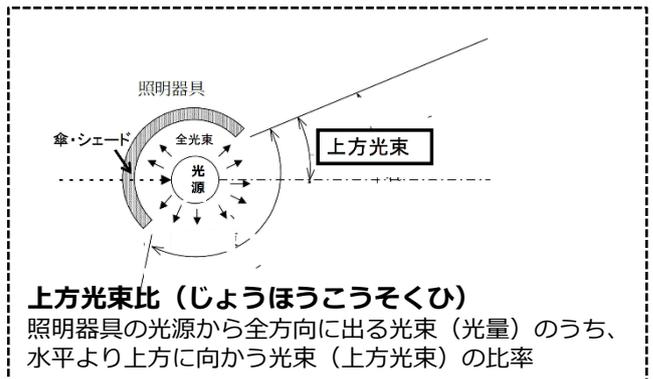
[上方光束比2.5%超の照明器具の例]

傘などを設置して使用



※ バルーン投光器など可搬型・全方向型照明器具は、夜間の工事・催物の安全確保のために必要な期間・範囲に限り、設置・使用することができる。

[バルーン投光器の使用例]



(2) ナイター照明器具 (鳥取市佐治町、日野町を除く)

ア 光害防止対策の措置がされた投光器を使用し、下向き照射を基本として設置方法等を検討し、上方に光が漏れないようにする。

イ 使用時間は午後10時まで (八頭町は1日を超えない催物の場合、午後10時以降も使用可。)

2 建築物等を照らす照明器具

ア 照明器具は、必要最小限の箇所に設置して使用する。

イ 照明の照射方向等は次のとおりとする。

(ア) 上方から下向きに、建築物等のみを照らす。

(イ) 照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする (傘などの縁が光源の下端よりも低い位置となるよう設置する)。

ウ 照らされる建築物等の表面の明るさ(輝度)※1は5カデラ/m²以下

※1: 次の方法で得た数値とする。

◇日本産業規格C7612により測定した表面での平均照度に反射率を乗じて得た値を円周率で除した値 (=平均照度×反射率÷円周率)。



3 広告物照明

ア 照射方向等は次のとおりとする。

(ア) 広告物を外から照らす場合

○上方から下向きに、広告物のみを照らす。

○照明器具の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする (傘などの縁が光源の下端よりも低い位置となるよう設置する)。

(イ) 光源を内蔵していて広告物自体が発光する場合

○広告物の上部に傘などを設置し、上方に光が漏れないようにする (傘などの縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう設置する)。

イ 広告物の表面の明るさ(輝度)※2は400カデラ/m²以下とする。

※2: 次のいずれかの方法で得た数値とする。

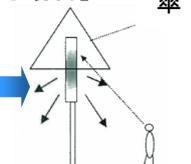
◇広告物の外観を照射する場合: 日本産業規格C7612により測定した表面での平均照度に反射率を乗じて得た値を円周率で除した値 (=平均照度×反射率÷円周率)。

◇広告物本体又は内部が発光する場合: 日本産業規格C7614により広告物の表面の輝度を測定して得た値。

[外から照らす場合]



[広告物自体が発光する場合]



4 催しの演出のため使用する照明器具 (鳥取市佐治町を除く)

ア 上方へ光が漏れないよう配慮する。

イ 使用時間は午後10時まで (日南町、若桜町、八頭町、江府町は1日を超えない催しの場合、午後10時以降も使用可。)

ウ 照射対象物の表面の明るさ(輝度)は、演出に必要な最小限度のものとする。

